

平成17年 第5回

佐伯市議会臨時会会議録

平成17年11月25日

佐 伯 市 議 会

平成17年第5回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成17年11月25日(金曜日)(第1号)

開会.....	2
1 日程第1 会期の決定.....	2
1 日程第2 議案の上程.....	2
1 上程議案一覧表.....	3
1 日程第3 提案理由の説明.....	3
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	3
1 日程第4 議案質疑.....	4
1 26番(和久博至)の質疑(議案第123号).....	4
1 農林水産部長(木原建樹)の答弁.....	6
1 26番(和久博至)の再質疑(議案第123号).....	7
1 農林水産部長(木原建樹)の答弁.....	9
1 26番(和久博至)の再々質疑(議案第123号).....	10
1 農林水産部長(木原建樹)の答弁.....	10
1 5番(高司政文)の質疑(議案第119号、第120号及び第121号).....	10
1 総務部長(高橋忍)の答弁.....	11
1 5番(高司政文)の再質疑(議案第119号、第120号及び第121号).....	11
1 総務部長(高橋忍)の答弁.....	12
1 日程第5 討論、採決.....	13
1 34番(吉良栄三)の反対討論(議案第119号).....	13
1 5番(高司政文)の反対討論(議案第119号).....	14
1 34番(吉良栄三)の反対討論(議案第121号).....	14
1 5番(高司政文)の反対討論(議案第121号).....	15
1 26番(和久博至)の反対討論(議案第123号).....	16
1 審議結果.....	18
1 日程第6 会議録署名議員の指名.....	18
閉会.....	18

平成 1 7 年 第 5 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日

第5回 佐伯市議会臨時会会議録（第1号）

平成17年11月25日（金曜日） 午前10時24分 開 会

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
5番	高司	政文	6番	村尾	清一
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	江野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榎田	穂積	19番	井野上	準
20番	河野	豊	21番	下川	芳夫
22番	安部	秀昭	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠己
26番	和久	博至	27番	日原	高嘉
28番	渡邊	邦壽	29番	日染	高矢
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀬	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	小平	野一郎
36番	浅利	美知子	37番	小河	野一
38番	玉田	茂彦	39番	村松	講一喜
40番	児玉	輝彦	41番	戸山	盛盛
42番	深津	栄一	43番	寺島	盛孝
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

7番 松田清徳

出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

説明のため出席した者の職氏名

市助	長	西嶋	泰義	上	下	水	道	部	長	小屋敷	米	夫
助	役	佐藤	卓男	教	育	道	防	長	長	二田	由	造
教	長	塩月	厚信	消	浦	振	興	長	長	高治	一	郎
総	長	武高	隆博	上	生	振	興	長	長	吉岡	定	光
行	長	木橋	政忍	本	匠	振	興	長	長	加藤	宗	義
企	長	大許	直信	直	川	振	興	長	長	三原	信	行
市	長	菅	俊邦	宇	目	振	興	長	長	芦刈	紀	生
福	長	河野	伸生	鶴	見	振	興	長	長	上月	徳	幸
建	長	植木	通則	米	水	津	振	長	長	塩月		寛
農	長	木原	建樹	蒲	江	振	興	長	長	塩谷	泰	満
商	長	柴富	洋一郎	林	業	水	産	長	長	今山	孝	重
工												雄

議事日程第1号

平成17年11月25日(金曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 議案の上程
 - 第3 提案理由の説明
 - 第4 議案質疑
 - 第5 討論、採決
 - 第6 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 提案理由の説明
 - 日程第4 議案質疑
 - 日程第5 討論、採決
 - 日程第6 会議録署名議員の指名
-

午前10時24分 開会

議長(日高嘉己) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。
ただいまから、平成17年第5回佐伯市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 会期の決定

議長(日高嘉己) 日程第1、会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。
本臨時会の会期は本日25日の1日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第2 議案の上程

議長(日高嘉己) 日程第2、議案の上程を行います。
上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。
お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第119号から第123号まで及び専決処分の報告第26号、計6件であります。

上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第 1 1 9 号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例及び佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
第 1 2 0 号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について
第 1 2 1 号	佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第 1 2 2 号	工事請負契約の締結について（名護屋地区漁港漁場機能高度化工事）
第 1 2 3 号	財産の無償貸付けについて（大字霞ヶ浦）

専決処分の報告

番 号	件 名
第 2 6 号	大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う同組合規約の変更について

日程第 3 提案理由の説明

議長（日高嘉己） 日程第 3、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） おはようございます。ただ今、本臨時会に上程されました諸議案について御説明をいたします。

1 予算外議案について

議案第119号「佐伯市特別職の職員の給与に関する条例及び佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」及び議案第121号「佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、本年12月1日以降に市長、助役及び教育長並びに市議会議員に対して支給する12月期の期末手当の支給月数を引き上げようとするものであります。

議案第120号「佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正」につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、本年12月1日から職員の給料及び配偶者に係る扶養手当並びに市が設置した診療所に勤務する派遣医師の初任給調整手当の額をそれぞれ引き下げる一方、本年12月1日以降に支給する勤勉手当の支給月数を引き上げるほか、本年4月から11月までの期間に係る国の算定による官民較差相当額分の解消を図るため、本年12月期の期末手当の額を減額し調整しようとするものであります。

議案第122号「工事請負契約の締結（名護屋地区漁港漁場機能高度化工事）」につきましては、名護屋湾に消波堤を建設する平成17年度名護屋地区漁港漁場機能高度化工事に関し、管政・真建建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第123号「財産の無償貸付け（大字霞ヶ浦）」につきましては、霞ヶ浦漁港（笹良目地区）海岸保全事業における公有水面埋立工事の施工に伴い、通常営業に支障を来す水産加工業者に対し、その営業補償として市有財産を無償で貸付けしていることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

2 専決処分の報告について

報告第26号「大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う同組合規約の変更」につきましては、平成17年10月1日に由布市が新たに設置されるに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により当該組合を組織する地方公共団体の数を増加し、同組合規約を変更することについて協議をしたものであります。

このことにつきましては、急施を要したため専決処分をいたした次第であります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（日高嘉己） 引き続き、議案に対する担当部長の詳細説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前11時52分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案質疑

議長（日高嘉己） 日程第4、議案質疑を行います。

議案第119号から第123号まで及び専決処分の報告第26号、以上6件を一括して議題といたします。

議案第123号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。議案質疑をいたしたいと思います。今日、それこそ先ほど申しましたけども、突然議案が変更になって出てきましたので、こちら慌てふためいております。それで、整理せんといけんところもありますんでですね、これ議案質疑の最初に出しました部分で、この監査請求と住民訴訟というところの第 の部分ですね、これ整理してこちらが今お聞きしましたので、整理して質問しますんで、通告とはちょっと違いますけどもよろしく願いいたします。この件はもう1年以上も前の話で、平成16年1月に契約された部分ですね。1年以上たってもうそれこそ運転も営業もすべてやっている中で、実はこれを訴訟を提起したということですね。訴訟を提起するについては、もちろん監査請求の前置という、監査請求は絶対に経なければなりませんので、監査請求を提出いたしました。これが2月の段階で提出したんですけども、そのすぐ後で監査委員の方から事情説明をしてくれということで説明をいたしました。ところが、3月3日に合併という事態になりまして、佐伯市が消滅いたしました。佐伯市が消滅して、監査委員も市長も何もかも議会も全部なくなるという事態になりましたので、相当期間待たされました。議員が選ばれた後、待たされまして、そしてやっと8月頃ですかね、やっと監査委員の結論が出たんですね。こういうような流れの中でお聞きしてるわけです。場面としましては、水産加工場ですね、ある業者がそこに水産加工場を経営していた。それが埋立によって加工場を設置しなきゃならないというんで設置しているということですね。そして、先ほど言われたようにコンクリートの土台を付け鉄骨を組んで、そしてそれは佐伯市の予算で行っているということを伺って

あるんですけども、そのリース部分が側壁、壁の部分と屋根に架ける部分、これをリースにしているということですよ。それで、先ほど明確にどの部分かということでお聞きしたんですけども、施設工事部分というのが削られて、「等」という、まあ犬走りのようなコンクリート部分だけだということですので、そこでお聞きします。ここにですね、議会の議決を経なければならない部分としてあがってる中で、土地の部分ですね、土地の部分と建物の基礎部分、今言うコンクリート部分ですね、それと鉄骨部分になりますね。それと側壁と屋根、リース部分、そして今除いてしまった付帯設備、鉄骨を含む、これ付帯設備かどうかわかりませんが、これ付帯設備ですね。これが全部上がってます。これがすべて議決対象になるというふうに考えてるんですけども、そうじゃないということでこの基礎部分だけ、コンクリート部分だけ上げて来たんです。それでお聞きいたします。建物の基礎コンクリート部分だけが公物というふうにお考えなのか、つまり公有財産ですね、公有財産であればこれは議会の議決を、無償で貸すことはできませんので、議会の議決が要りますね。ただ、条例で定められてますね。条例でそれが要らない場面として何かというと、例えば、地方公共団体や区の公的な団体に貸付けるとき、災害時に貸付けるとき、これは要らないんだと。そして物品に関しては、特別に市長が必要だと認めるときはいいんだと、こういうことになっておるわけですね。そこでお聞きします。この土地、今言った幾つかの部分あるんですけども、土地、建物の側壁と屋根、付帯設備、それと鉄骨部分、これは公有財産に当たらないと考えているというふうに理解してよろしいですね、ここで出てきてないということは。それを1点まずお聞きします。次に、建物付帯設備を合せて加工場建設に掛かった費用、これが幾らなのか、全体的なお金ですね、リース物件とそれ以外の費用とに分けて内訳を説明してください。リース物件については1か月幾らになっているのか、期間中ずっと払い続けるのか説明してほしいと思います。次に、先月26日、つまり10月26日になって埋立地の利用について県知事の許可をもらっております。佐伯市がですね、これは、実は訴訟の大きな論点になっている部分で、これがないから違法だということを主張しているんですけども、そこが先月の26日になって急に許可をもらったということですね。そして仮設の建物だから許可は要らないと最初言ってたんですけども、また、弁護士もそのように主張しているんですけども、そうであれば許可はいらぬということになりますね。ところが、なぜ許可をもらったのかそこを説明してほしいと思います。次に、農林水産部長は本件議案を提出するについて、今説明をしているのが農林水産部長ですので決裁をしたのかどうか、責任ある立場として述べているのかどうかをお聞きしたいと思います。次に、弁護士、訴訟ではこれは、住民は、私が選定管理人となって住民の代表者となって訴訟をしております。弁護士は雇っておりませんが、相手方弁護士が何人雇っているのか、また、本件訴訟の手付金として幾ら支払ったのか、成功報酬は幾らと予定しているのか、これを説明してほしいと思います。なぜこんなことを聞くかと申しますと、論点、違法だと言って、論点を今外しにかかっていると認識しているんです。そうなると、勝つ、つまり弁護士の訴訟が勝つということになります。そしたら成功報酬払わなければならなくなります。あえてそのような事態をつくっているかどうかとういことでお聞きいたします。次に、監査委員の判断がもう既にこれについて出ております。正に、最初に監査委員の意見を違法かどうか聞いて、そしてそれに不服がある場合にのみ訴訟に訴えることができるようになっていきますから、既に執行部の説明を受けて監査委員はこれについて議会の同意は不要だと、だから適法であるという判断を下しておりま

す。そこで勝手にですね、このようなものが変更する形になりますけども、できるのかどうか、手続の流れの中で可能かどうかということをお聞きいたしたいと思います。もう1点、休業補償だということでこれは建物を建てております。ところが、補償するのは工事施工区域内にある物件、このようなもの等を出す場合に補償が生じます。工事施工に必要な場合、差しさわりのない所にある時には、これは立ち退かせる必要も何もありませんので通常補償は必要となりません。そこで、権利が存在しないと、これは公有水面埋立法上もそうです。公有水面埋立法上では、施行区域内に権利が存在する場合、補償の対象になると言えますから、ここに何らかの権利が存在するのかどうか、権利がなくても補償ができるのかどうか、そこを説明してほしいと思います。次に、「相手方の水産加工場が使用になる日までの間」となっております。契約の期限がそのようになっておりますが、使用可能になるときはどのような状態を指すのか、先ほど聞かれましたけども、これは議案質疑として議事録に残りますんで、明確に答えてほしいと思います。新しく加工場が造られたとき、というふうに解することもできますので、そうじゃなくて先ほど言われたように船着き場ができ上がったとき、埋立が終了したときに撤去するというので、元の所で加工するというのでよろしいのかどうか、そこを確認しておきたいと思います。最後に、補償を受けた業者は平成15年2月以降、佐伯市との間で合意ができず、1年間にわたってこの工事が中断しております。住民の中断が平成16年2月になってからですが、その1年前から既にこの業者との合意ができてないから、補償が解決してないから1年間工事が停滞しております。どのような点に対立があったから進まなかったのか、それを説明してください。

議長（日高嘉己） 木原部長。

農林水産部長（木原建樹） 和久議員の議案質疑についてお答えいたします。土地につきましては、その土地が未しゅん工埋立地でありますので、しゅん工まではその所有権が発生しないので、市の所有する財産には当たらないというので解釈しております。それとですね、物件の中で鉄骨、鉄骨言われている部分が、その建物はすべてリース物件です。鉄骨を含めてですね、壁と屋根というじゃなくて柱部分の鉄骨は建物ということです。ホイストクレーンの門型の鉄骨ですね、あれについては物品ということで解釈しております。鉄骨を組んで物を揚げるようにやっとなる部分ですね。だから要は建物全体がリース物件ということでございます。それと建物の付帯設備併せてリース物件が月額どのくらいかということですが、月額2万9,400円。期間中ずっと払うのかということですが、工事完成まであそこを取り壊すまでは一応リース物件として支払いをします。先月の22日に埋立ての利用について県知事の許可を取ったが、もう仮設だから要らん言いよったのにどうして取ったんかということなんです。これも大分県と協議する中で、使用する許可を取った方がいいかなという指導を受けましたので、即座に申請をして許可をいただきました。農林水産部長として、本議案を提出する際、決裁したのかということですが、これは担当課の解釈の違い等がございまして、基礎部分についても議会の議決を経るということとございまして、間違っておれば直ちに訂正するというので決裁をしました。弁護士はどのくらいかということですが、弁護士は着手金が73万5,000円、報酬で成功報酬ですか147万円になります。4人で対応しております。監査委員の判断、議会の同意は不要だと言っているが、勝手に変更できるのかということですが、監査委員の判断は間違っておりません。私たちがいろいろ調査する中で基礎部分についての佐伯市が出費した部分、これは不動産に当たるということで委員さんにも理解を求

めまして、今回議案に上げました。休業補償、施工区域内で利用する場合どのような権利が存在するのかということですが、これは権利が存在するんじゃないで、議員がおっしゃられているのは起業地、その道路に掛かる分については補償物件ですよということなんです、この埋立工事をするために通常の営業ができなくなった部分について、詳しく言いますと、以前は道路を挟んで工場の前に即船が着いて、ちりめんを加工場に入れてた。この部分が40メートルほど沖に出すことによって工場から陸揚げする部分で非常に遠くなるということの中で、仮設として埋立地にこういう物件を造って、休業補償を払うよりそういう部分の方が安いかなあと、長期にわたる場合にはということで対応をしたものでございます。相手方の工場が使用可能になるまで期間がどのくらい掛かるか、いつ営業がなされる土地に工場が撤去できるのかということですが、その点につきましては、先ほども吉良議員から御指摘がありましたように一日も早く工事を完成してですね、今の岩佐さんとの補償も発生してくるわけですが、その結果に基づいて現在40メートル遠くなった場合、現在の工場を使えば当然ちりめんを揚げる設備ですね、吸い上げるような設備等が補償の対象になると思うんですが、そこらの話合いができてホース等、ポンプ等を設置して完全に営業できるようになる日まではこの仮設物は置いておく。それで工場が営業できるようになった時点で契約の解除だと。契約をしとるっちゃうのもやはり仮設物でありながら、結構びしっとした基礎を造っております。もし、いや俺もうこっからどかんのやと言うようなことのないように契約をして期限を定めて貸し付けておりますので、理解を賜りたいと思います。補償を受けた者は平成15年2月以降佐伯市との間で1年間にわたって合意ができないと、中断しているがということですが、岩佐氏との間で1年間にわたって行われた損失補償交渉では、金額に折り合いがつかなかったため、工事が中断することとなりました。そこで、岩佐氏が営業を継続できることが相当であり、工事を早期に完成させるという公益的やむを得ない事情があったため、佐伯市は損失補償基準第6条第2項に基づき仮設加工場の建設を行い、それを無償で貸し付けている形の補償を行ったものであります。はずした付帯設備が何に当たるかということですが、これは物品ということ。物品ということで市条例の7条で該当をしないという判断のもとに外しました。よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 和久議員。

26番（和久博至） 再質問をいたします。土地についてこれは所有権がないということになってるんですけども、使用許可ができるということは、工事用の仮設物でないかぎりできるということですね。ただ、仮設の簡易な建物についてはこれは許可は要らないとなっているんです。ところが、県は許可が要るものだとして認定していますね。そして市長はどのようなことを言っておるか、協議だけじゃないでしょ。てんまつ書というものを出示してますよね。どういうてんまつ書になっているのか、西嶋泰義名義で「今回霞ヶ浦漁港区域内での埋立工事において提出する工作物設置許可申請書は、埋立工事区域の水面を利用している水産加工施設がこの施設前面の埋立工事によって機能しなくなる前に申請すべきでありましたが、一部埋土を投入している場所において、この申請を怠って、プレハブの仮設水産加工場を既に建てていることについては誠に申し訳ございません。工事を先行するあまり、このようなことをしましたが、今後は事前に許可を取得後に実施することをやりますので、今回の申請についてお取り計らい願います。」と、つまりどうもすいませんでしたという申入書を、わび状を出しているんですね。単なる協議ではなかったということですね。そして、ここをどの

ような認定をしているかと、これは仮設物ではなくって許可が要るものだと認定していると、県の方はですね。次に、これ物品と言ってますね、鉄骨部分は物品というのは何かというと、佐伯市が所有する動産、動産がこれは物品ですね。これ鉄骨部分はくっついてから持ち運びはできませんね。しかも付帯設備、ホイストクレーンにしても全部重油タンクにしても全部くっついてますね。こういうのは何に当たるかということ、土地及びその定着物に当たるわけです。土地及びその定着物をこれは不動産とするとなってます。定着物として地面にくっついて動かなくなった物はこれは不動産とするとなってます。そして建物の従物というものがあります。建物に付属して使用される物、これは従物といいますけども、これは地方自治法上公有財産となっております。つまり不動産に従物として準ずる、不動産と一体となったものとして扱うべきだと、だからコンクリート部分にだけ限ってますけど、こんな持って行き方は僕はだめだと思います。全体一括して承認をお願いするというのが僕は筋だと思います。次に、リース物件というのがありますがね、これ鉄骨部分を含めてリースと言ってますね、だってリースは側壁と屋根だけでしょ、借りてるのは側壁と屋根だけです。鉄骨部分は自分のお金で建ててますよ、佐伯市の。それをリースなんてもってのほかでしょ。側壁と屋根だけについてもどのようになるかといいますと、2万9千幾らですかこれは、約3万円ですね。これ3万円でしょ、一月に。これ3年間でばく大な費用になりますよ。3年じゃなくてこれ、許可は3年間予定してますね。そして、今まで1年間既にありますからもう4年間ですよ。これだけでリースするよりも買った方がはるかに安い。そのような物をわざわざリースしてやったのかどうか、だとしたらそれも問題になるということですね。次に、これ弁護士費用73万5,000円で報酬額147万となってますね、予定が。これ今言った県知事の許可、そうでしょ、それと今度の議会の同意、これが非常に大きな論点なんです。私がなぜ出したかということ、これは完全に違法であると思って出しているわけです。そこが、手直し途中でされたら、これは成功報酬に当たるようになるんじゃないですか。次に、監査委員の判断、これは間違っていないということなんですけども、監査委員は明らかにこれは物品に当たると、全てですよ。全て物品に当たるからこれは要らないんだという判断をしています。全て物品に当たるとなると、側壁と例えば屋根、これも物品になります。ところが、物品の定義は違うでしょ。物品は佐伯市が所有するものとなっているはずですよ。これも物品に当たるとそういう判断をしているわけです。そして今言ったこと、コンクリート部分が不動産に当たると、こちらは解している、執行部の方は。そして監査委員の方は違うと言っている。全然違うじゃないですか。次に権利補償の問題にいけますけども、これ船着き場は遠くにある、わずか70メートルか80メートル離れますね、そこからちりめんを持ってきて全然おかしくないですよ。そして、海水の近くじゃない、水をくみ上げんといけん。今海水じゃなくて水に塩を入れてやっておるんです。わざわざ海水をくみ上げる必要ないんですよ。船着き場はきちんとこれは設置されておるわけですね。恐らくそのために最初設置したんだと思うんですよ、近くに置くということで。他の人は数百メートル離れた所に置かされておりますから。この業者だけがそこに置かされているんです。そこに置けることができるようになっているんです。そして先ほどこれ仮設として造ったと、これ仮設じゃないでしょ。仮設じゃないから県知事の許可が要ったんでしょ。そしてさらにホースとポンプを設置したらということを書いてますね、これ違う表現がなされてますよ。この同意を取る時、平成8年度の事業ですね、平成8年度の事業の中で議会答弁がなされているわけで、議会で。これは委員会の

答弁がなされているわけです。その時にどういうことになっているかといいますと、作業場の件ですが、それが遠くなりますので前面に作業場を確保したいと、前面にですよ。こういうことについては、個人ではなく有料で漁協に貸与をしている。今まで自分の所でできていたんですから、その代わり金額は安くしますよと。まだ金額は決まっていません。安くしますよと言っております。埋立地が漁協の物になるのではないかということですが、帰属は佐伯市にあります。ここはいいですよ。金額を安くして貸しますと言っておるんです。漁協が造って金額を安くして貸すと、今言ったことと違うじゃないですか。この建物、加工場ができるまでは最初の加工場、今の仮設の加工場と言われているものが動かせないということになってるわけですよ。そうすると、ああこれだと今平成8年時の説明では新しい加工場ができるまではだめだということなんでしょ。それをこの加工場じゃなくて、この加工場ができなくても、旧、今までの加工場でやると、その時には取り壊すということで確認していいですね。そこを確認をしてください。中断理由については、これ金額で折り合わなかったから加工場を建てたということで、これはそのようなものだ確認をしてよろしいですね。

議長（日高嘉己） 木原部長。

農林水産部長（木原建樹） 質問が多かったのであまり、2月ですね、今年の2月の議会で同じような質問をいただきました。私はその中でできることなら話合いでしてほしいと、いろんな行政に対して落ち度のあるところを指導していただいて、この事業をスムーズに解決してほしいという願いをしましたが、結局は裁判ということになって残念でございます。そうすることによって、やはり弁護士をお願いし、要らん金を使う結果になってきたわけですが、一つ一つ回答がですね、なかなか私、頭の中がパニックになっとなって回答ができない状態です。この3年ほど、非常にいろんな部分で議員とも話をしました。やはり職員としても最善の努力をして、どうすれば一日も早く地区が良くなる方向に工事ができるかということを一心中で事業は進めてまいったんですが、どうしてもこういうふうに裁判等いろんな手続をする中でですね、もう解釈の違いだけなんです。議員がおっしゃられるところが誰の所有、物件がどれになるかと言われても、これはもう解釈の違いでですね、基礎がついたら不動産じゃない、動かせないから不動産じゃないといいますけど、気持ち的には油タンクとか再利用できる動かせる物については当然物品だという解釈を市の方としてもしております。だから、建物の基礎部分については、これは以前、動かせないものだということですが、この基礎部分についてもですね、工事が早く済めば、ああいう大きな基礎も要らなかったと私は思うんです。やはり、仮設を造って台風時に風が吹き、周辺の民家に被害が及ぶことを想定すれば、やはり金の掛かる風では飛ばないようなものを造らなきゃならないと。今まで私達は工事をやってきた中ではそういう仮設については、県知事の埋立ての了解も取らず、工事の一端としてやってきたわけですから、裁判になったためにそういう部分までおかしいじゃないかと、仮設じゃないじゃないかという部分を指摘されたもんですからこういうふうなことになっております。だから、いろいろの部分で備品なのか、物品なのか、どれがどうなんかっていうのは、また後日担当課に来てびしっとした回答をしたいと思っておりますので、この場ではちょっとすべて議員の満足のいくような答えにならないと思っておりますけど、必要であれば私の方から提出なりしますので課の方に忙しいでしょうけど、お見えになっているような資料は何も包み隠さず提示しますから、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（日高嘉己） 和久議員。

26番（和久博至） 再々質問をいたします。1点も答えてないもんだから、その次のがなかなかできないんですけども、先ほど答えられた中で重要なポイントについて質問します。工事が早く済んでたら基礎なんか要らんかったと、こんな立派な基礎を造る必要はなかったと、これいつできてますか、平成16年の1月にできておるんでしょ。住民の反対が出てきたのはいつからですか、その後でしょ。なぜこんなものを、基礎を、立派なものを造ったのか。言われて交渉の過程でできたんでしょ、人のせいにするんじゃないですよ。それとか、結局は裁判になって残念だ、だから要らん金を使った。何を言ってるんですか。いいですか、これを1月、2月の段階で対処してたらこんなことにはなっていないですよ。違法だと指摘したでしょ。その時にきちんと対処してたら全くこんなことは起きません。監査委員だってそうですよ。監査委員がチェックして違法だとすればそこで全部事が済むんですよ。訴訟なんかいきませんよ。ということは、佐伯市はこういう手続、法律的なものについて全く機能していないってことを表しているでしょう。だから出てくるんですよ、こんなものが。人のせいにしてから責任者として決裁したと言ってますね、自分たちが間違ってたことをまず認めるべきでしょ。何度も提案してますよ。きちんと道路を先に造るようなことで持って行ったらうまくいくんじゃないとか、示唆は出してますよ。何にも答えてないじゃないですか、だからこうなってるんですよ。聞こうともしないで、違法なんてどうでもいいんだという形でいっとるからこういうことになるんですよ。少なくとも人のせいにするだけはやめときなさい。これ住民がきちんと対応しろと言っておるわけですから、それに対して真しに答えるべきでしょ。何で今もう一回ここで議決をし直さなきゃいけないのですか。自分たちが正しいと思ったらそのことを貫いとけばいいでしょ。これは非常に大きな問題を含んでるんですよ。またこれは、次の討論の場で言います。今のことで答えがありましたら言ってください。

議長（日高嘉己） 木原部長。

農林水産部長（木原建樹） 今のですね、道路を先に造れとか工程的にできるのならやるんですよ、先生。できないでしょ。道路を先に造るって言えば要らん護岸を造って、道路を造ってその沖をまたコンクリの外を埋めますか、じゃないでしょう。だから私が2月に市の職員の手落ちがあれば指導してくださいと、指導していただければ私こんなことにならないと思うんですよ。ただ監査請求を出して、意見書がだめになったから住民訴訟をやりまして全部やってるじゃないですか。どうしてそうなるんですか。やっぱ佐伯市のことを考えたらもう少しやはり行政の私たち知恵のない人間を引っ張って行ってほしいんです。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で和久議員の質疑を終了します。これから昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後0時33分 休憩

午後1時31分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第119号から第121号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

5番、高司政文君。

5番（高司政文） 5番議員の高司政文です。私は、質問は簡単な質問で事前にですね、聞きそ

びれましたので、この場で確認の意味でお聞きしたいと思います。まず119号のですね、特別職関係の改定のですね、増額になるとは思いますけど、その総額がですね、どのくらいになるかというのをお聞きしたいと思います。それから同じようにですね、120号については今度は逆に職員の給与引き下げがありますので、これは総額が下がると思いますが、その合計金額とですね、120号については、単月度とそれから年度ごとにどうなるかをお聞きしたいと思います。それから通告してなかったんですが、もし分かればですね職員一人当たりの減額の金額がどのくらいになるかですね教えてください。それから121号については、これは議員の関係で増額になるとは思いますので、これも全体で幾らになるかをお聞きします。以上です。

議長（日高嘉己） 高橋総務部長。

総務部長（高橋忍） 高司議員の御質問3点ございました。まず議案第119号の特別職の一時金期末手当0.05月引上げに伴う増額、額は幾らかということですがけれども、市長、助役、収入役、教育長、4役合計が16万8,187円の増額ということになります。次に、120号の職員の給与の引下げに伴う減額分の合計、月ごとと年度ごとというふうに御質問に記載をされております。これについてはですね、例えば4月から11月までの間に職員、全員ではありませんけれども、7月とか10月に定期昇給などがあります。あるいは、8月の人事異動に伴う昇格も発生をいたしました。さらに、共済費も多少変更になります。したがって、そういうことも全部含めて計算をしたものではございません。金額的にはあまり大きく変わりませんので、そんなに大きな違いはありませんけれども、すべて精査をして計算をしたものではないということをお聞きをいただきたいと思っております。そこで、職員の給与の引下げ0.3%一律引下げに伴う毎月の給料の減額は133万5,864円と、年間で申し上げますと1,603万368円ということになります。さらに、配偶者扶養手当1万3,500円から500円引き下げて1万3,000円になりましたけれども、配偶者扶養手当の引下げに伴う毎月の減額分が25万1,500円、年間で申し上げますと301万8,000円ということになります。合計をいたしますと、年間1,904万8,368円の減額ということになります。さらに、12月の一時金で期末手当を0.034月の減額をいたしました。それから、勤勉手当については0.05月の増額をいたしましたので、まず期末手当の0.034月の減に伴う減額は758万1,815円になります。勤勉手当の0.05月の増に伴う増額については、2,401万859円ということになります。増額、それから減額差引き合計をいたしますとマイナスの261万9,324円。これ月ごととか年度ごとじゃなくて4月から来年の3月まで、どうなのかということで計算をしますと、1年間で261万9,324円の減額になるということで御理解をいただきたいと思っております。121号の議会議員の一時金の引上げについて0.05月の引上げと、それに伴って合計93万6,157円の増額になります。さらに、職員一人当たりの減額の計算ですがけれども、先ほど申し上げました261万9,324円が全体の減額になりますので、1,230名だったでしょうか、それで割り戻していただければ職員一人当たりの減額ということになるとは思います。以上でございます。

議長（日高嘉己） 高司議員。

5番（高司政文） 金額をですね、やっぱり確認をしとかなないとですね、増額部分は大体計算はできましたけど、120号のですね、減額分は差し引きがあったんですね、はっきり分かりませんでした。というのはですね、前回は給与改定でですね、1年前、2年前でしたかね、下がるということで私、地域経済の影響を考えて、その時は7,000万の影響がね出るというこ

とでその時は反対をしました。今回はですね、財政難ちゅうこともあるし、市民世論もあるしですね、それから影響がですね、年に261万程度ということでそれほど地域経済に影響ということもないだろうということで、この120号には私も賛成をしたいと思いますが、この公務員のもですね、問題でちょっとですね、考え方を聞きしときたいと思いますが、今ですね、人事院勧告ももち論ですけど、国の流れですね、これ小泉首相の構造改革の流れがあるわけですが、それでですね、ちょっと話したいことはですね、結局小泉さんのやることはですね、いろんなまあ考え方をですね、一言で言って押し付けてるんですね。例えば官から民へとかね、小さな政府、それから公務員の既得権益の打破とか、まあこういうことを言っておるわけです。その中でね、共通しておるのがですね、国民の中に対立を作っておるといことがね特徴じゃないかと思うんですよ。例えばね、公務員労働者と民間の労働者、それから現役世代と高齢者、あるいは労働者と自営業者、あるいは働く女性と専業主婦とかね、こういうね、本当私らから見ると弱者同士をですね、意図的にそういう対立をあおってね、その暮らしを破壊するような動きに対して、こう分断していくというかいうのがあると思うんですよ。公務員のね、給与の引下げ、それから職員削減、もち論これは財政難、自治体ごとにいろんな事情があるでしょうけど、全体のね、国の流れというのがですね、財政破たんをした本当の理由ということを追求めしないで、何かあたかも公務員がですね、いることが、多いことが悪いとかね、給与が高いことが悪いとかね、そういうことをやってきてるとい側面が多いんじゃないかと思うんですよ。ですからね、この佐伯の公務員のもですね、問題を考える時にも、執行部ももち論ですけど労働組合もね、公務員の組合の方もですね、よく考えていただきたいと思いますが、公務員の役割はね、本当はどのようなか、果たすべき役割は何なのかということのをですね、もっとやっぱり議論をですねしていただいて、今の佐伯市の中で本当にどうあるべきなのか、さっきからいろいろ問題も出てますわね、遵法精神の問題だとかね、市民に対する態度の問題とかいろいろあると思いますけど、そういうことをやはり考えてね、真剣議論していただいて、この給与の改定の問題もね、今後どんどんどんどん出てくるとい思いますけどやってもらいたいなと、公務員、市の職員の方もですね、私も知ってる方はいますけどね、やっぱり地域でですね、いろんな役割を果たしている人多いんですよ。例えば私の子どもなんかね、市の職員の方なんか結局ボランティアでね、スポーツ少年団なんかの監督、コーチとかねしてくれとるとか、それから郡部の方へ行けば、そこの地域の守り手としてね頑張っていたいてる方も多いわけですから、そういうねことをよく考えていただいてお願いをしたいとい思いますので、その辺のところをですね、公務員の役割っていかな市の職員の役割ってい部分についてね、ちょっと考え方があればね最後にお聞かせしていただきたいとい思います。以上です。

議長（日高嘉己） 高橋総務部長。

総務部長（高橋忍） 全体としては、御提言というふうに受け止めたいとております。前段の部分で国の行政の進め方、あるいは、政治手法などについては一つのお考えとして、これまた受け止めさせていただきたいとて思います。私どもで今の時点でコメントする立場ではないだろうというふうに思っております。後段の部分の公務員の果たす役割についてお話がございました。私どももしっかりその役割というものを認識をしながら公務の遂行をしていく必要があるだろうというふうに思っております。ただ、これまでの公務員の置かれた状況に対してかなり大きな変化を伴っておりますので、その変化になかなか私どもも意識の問題を

含めてついていけないと、ついて行ってないという部分がありますので、今後意識改革というものも進めていく必要があるだろうというふうに思っております。私どもは、きちんと責任のある仕事をさせていただくと、そしてそれを保証させていただくということになりますけども、他面、住民の皆さん方からの公務員に対する、私どもに対する御意見だとか、御批判というものがありますから、そのこともしっかり受け止めながら今後の公務の執行に当たっていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で、高司議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第119号から第123号まで及び専決処分の報告第26号、以上6件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって以上6件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 討論、採決

議長（日高嘉己） 日程第5、討論、採決を行います。

議案第119号、佐伯市特別職の職員の給与に関する条例及び佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 34番、吉良です。議案第119号について反対の立場で討論をしたいと思っております。119号、121号と同じ形になっております。両点について反対討論をしたいとこなんですが、119号について反対をしたいと思っております。この条例の一部改正について単純明快に反対理由を申しますと、給与を引き上げることとあります。それに対して反対をしたいと思っております。支給月額を0.05月分を引き上げることに対して反対をしたいと思っております。3月3日に合併をしまして、新佐伯市が誕生したわけとありますが、新佐伯市の実情を見ますと大変財政状況の厳しい自治体ということで皆さんも十分に認識されているんじゃないかなと思います。その中でこのような形で、たとえ人事院勧告とはいえ引き上げにすることに対しては今の佐伯市の実情を見ると、これは必要ではないんじゃないかなという私自身判断をしております。合併をする協議の中でも佐伯市の四役、市長、助役、収入役、また教育長の給与等を審議される中でも旧佐伯市の現行を引き継ぐと、現行どおりということで類団にしてみれば8万都市でありますので、旧佐伯市の現行よりも高い数値を示すようになるんですが、財政状況の厳しい中でやはり、類団に上げるよりも現行でとどめた方

が良いのではないかという、当時そういった判断で旧佐伯市の現行の四役の給与を定めたと
思います。その中で先ほども言いましたが、大変財政状況の厳しい中で引上げをするという
のは、民意を問うてもこれは納得がされないものではなかろうかと思ひまして、反対をさせ
ていただきたいと思ひますので、議員各位の御賛同をよろしく願ひします。

議長（日高嘉己） 続いて反対討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、高司政文君。

5番（高司政文） 5番議員の高司政文です。私は議案第119号、佐伯市特別職の職員の給与に
関する条例及び佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について反対の立
場で討論を行います。今、吉良議員が大体言っていたいでですね、私言うことがなくなっ
たんですが、とにかく吉良議員と理由は一緒です。財政改革をですね、今からやっていくと
いう時期にですね、あえて人事院勧告がどうあるとですね、引上げをするというのはです
ね、やはり市民の理解も得られないというふうに思ひますので反対をしたいと思ひます。以
上です。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（日高嘉己） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とい
たします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号、佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 34番、吉良です。先ほどの119号に引き続きまして121号に対して反対の立場
で討論をさせていただきます。これは先ほど119号同様、報酬の引上げについての反対であ
ります。議員報酬も同じく12月期の期末手当の算出による支給月額を0.05月分引き上げると
いうことではありますが、理由は先ほどと同様であります。行財政改革のさなか執行部及び議

会がこのような形で報酬を上げるのはいかがなものかなあという思いであります。合併前、協議の話になりますが、議員定数、法定定数では30人未満ということでありますが、定数特例44名を採用したと、また議員報酬については類団数値でいきますと現行よりも約六、七万高いんじゃないかなあと思うんですが、それも佐伯市の実情を見て旧佐伯市の報酬に合わせたとある部分がありますので、そういう経緯も踏まえてこの0.05月分、わずかと思われるかもしれませんが、その部分でもやはり上げないという方向を示すべきではなからうかなと思います。職員に対して行革をしる、行革しろと言うこともずっとこれまで議員として言ってきましたが、やはり議会及び執行部もこういった部分で模範を示す必要があるのかなと思いますので、この部分につきまして反対をさせていただきたいと思います。議員各位の御賛同をよろしく願います。

議長（日高嘉己） 続いて反対討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、高司政文君。

5番（高司政文） 5番議員の高司政文です。議案第121号、佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について反対の立場で討論をしたいと思います。私より先に吉良議員が討論通告を出していたもんですから、大体吉良議員が言われたとおりですけど、やはり議員自身もですね、やはりこういう行財政改革の流れの中で襟を正す部分もあるでしょうしね、市民の理解を得られないと思います。実際のところですね、合併をして範囲が広がってですね、報酬自体も考えていただける。本音を言えばですねそういう気持ちもありますけども、しかし、やはりそれ以上にですね、今の市民の立場、これからですね、財政も厳しくなってますますですね、いろんな改革をしていかなきゃいけない流れの中でね、額は少ないですけど上げるっていうことは、それは理解を得られないと私は思いますので反対したいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（日高嘉己） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号、工事請負契約の締結について（名護屋地区漁港漁場機能高度化工事）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号、財産の無償貸付けについて（大字霞ヶ浦）を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。反対の立場から意見を述べたいと思います。これはまず、出すことそのものに大きな問題があります。それはなぜかと言いますと、地方自治制度というものの仕組みを根本から覆すものだからです。地方自治の制度というのは、二つの制度からなっております。それは、議会制民主主義というものと直接民主主義というものです。議会制民主主義というのは、議員に付託してそこが多数決で決めていくという制度です。ところが、そうではなくてもう一つ住民自治の制度があります。それは何かと言いますと、まさに住民監査請求、あるいは条例請求、あるいはリコール、そして、さらにそれがもし認められないときには、住民監査請求については住民訴訟という制度です。これは、直接住民が申し出てそれに対する判断を第三者機関に仰ぐことになっております。監査委員も第三者機関です。独立した機関です。裁判所も独立した機関です。内部で決せられないときは、そういう第三者の公平な立場にある者が判断をすることになっておるのがこの制度です。ところが、その一つ一つをクリアした所が最後の段階の裁判所に対する住民訴訟です。この住民訴訟の中で違法性があるとしてこちらが訴えて、そして監査請求も経てきた、それが問題はありませぬという形で監査請求までの手続が全部きたわけですから。それをこういう形で論点、一番の違法性があると突いているところが、違法性ありませぬという形で、違法性ありませぬじゃなくってそこを追完する、追認するという形でその違法性をふさぐ形に出てきたとき、これは、その第三者にゆだねたという制度がまったく意味をなさなくなります。そこが一番大きなところだと思います。少なくとも行政は立場としてどうあるべきなのか、自分たちがやっていることは間違いないとして進むべきです。それをあるときは間違い、あるときは正しいという形でころころ変わったんでは住民は何を信頼して行政にゆだねることができるんですか。執行部がこういう形で正しいと言っている、だけどおかしいんじゃないですかと言ったとき、それはそれでいいんです。そして、その別の組織が判断をするとこういうふうになっておるんです。そして、一つ問題だったのが、先ほどの言葉の中で大きな問題になるのが、監査委員の同意を得てやっていますと、どういうことですか。監査委員が独立の立場にいなきゃだめですよ。監査委員は調査権限があります。そして、調査をした上で自分の判断としてこれは要らないんだとして結論を下しておるわけですから。それが、後になってそれでいいんですと、どういうことですか。これが第1点、組織上の大きな問題点があるということです。次に第2点、弁護士報酬の点です。このことによって誰が一番楽をするのか、弁護士です。違法だとしたときに、その争点に対して、いや違法ではありませんと代理人としてお金を払ってやってくれるんですよ。その論点を全部行政がやってくれたら弁護士の仕事なんかないですよ。それに対して百数十万円のお金を払わんといかん、なんで佐伯市がこんな負担をするんですか。それをやるんだったら、最初に弁護士がこれは勝ち目がないから、もうこの段階できちんとしておいた方がいいよというのが本当の弁護士じゃないですか。最後に、今言ったことは、出すことそのものに反対なんですけども、出したことそのものにも問題があります。この中身です。それは何かと言いますと、制限を付けて出してきただけのことです。最初は、建物付属設備一体となって出してきました。ところが、本日急きょ制限を

してきました。何に制限したかという、コンクリート部分だけということです。コンクリート部分だけの同意でどうして無償で貸すことができますか。すべて佐伯市がお金を出しているんですよ。その佐伯市がすべてお金を出して貸していることに無償だというのはどういうことですか。すいません、これは、コンクリート部分だけが無償だと、ほかはじゃあどうするんですか。土地建物契約書があります、ここに。どういう契約の内容になっているかという、すべて含むとなっているわけです。軽量鉄骨プレハブ平屋建ての土地建物、付帯設備、ホイストクレーン1機、電気設備一式、水道設備一式、釜1機、ボイラー1機、燃料タンク1機、排水設備一式、これらすべてを無償で貸与しますとなっております。どうして議会の議決がコンクリート部分だけで済むんですか。ホイストクレーンというのは、これは大きな鉄骨で組んで自動的に動けるようにしたものです。滑車がついて動かす部分です。だからこれ非常に大きな組織ですね、鉄骨で造ってますね。そして、燃料タンクにしたって鉄骨できちんと止めてます。建物が正にそうですよね。鉄骨を組み立てて建物にしています。このうちコンクリートだけ議会の同意をとったらいいいというのは、どういうことですか。私にはまったく理解できません。少なくとも不動産というのは、一体として理解されるものです。土地及びその定着物が不動産になると明確に民法は規定しているんです。そして、その付属物たる従物もその不動産に従うとなっております。どうして、このように分けて出されるのか全く理解ができません。したがって、この点から出されたことは、仮に認めるとしても、この点から全く理解できない、許すこともできないというふうに私は理解しております。したがって反対といたします。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（日高嘉己） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、専決処分の報告第26号、大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う同組合同規約の変更についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 1 9 号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例及び佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について		原案可決
第 1 2 0 号	佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について		原案可決
第 1 2 1 号	佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		原案可決
第 1 2 2 号	工事請負契約の締結について（名護屋地区漁港漁場機能高度化工事）		原案可決
第 1 2 3 号	財産の無償貸付けについて（大字霞ヶ浦）		原案可決

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 6 号	大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う同組合規約の変更について		原案承認

日程第 6 会議録署名議員の指名

議長（日高嘉己） 日程第 6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、10 番、清家好文君、11 番、矢野精幸君、以上の 2 名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、平成 17 年第 5 回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後 2 時 5 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年11月25日

佐伯市議会議長 日 高 嘉 己

署名議員 清 家 好 文

署名議員 矢 野 精 幸